

令和8年度未処理ふぐ卸売販売者講習会実施要領

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課

- 1 開催者
宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課
仙台市健康福祉局保健所生活衛生課
- 2 日時
令和8年11月27日（金）午後1時から午後2時30分まで
- 3 場所
仙台市中央卸売市場 管理棟3階 会議室（仙台市若林区卸町4丁目3－1）
- 4 対象者
（1）新たに未処理ふぐ卸売販売者になろうとする者
（2）未処理ふぐ卸売販売者（※）で、受講を希望する者
※改正前の「ふぐの取扱いに関する指導要綱（昭和59年8月20日施行）の第9の規定に基づくふぐ取扱者名簿に登録された者（販売区分に限る。）を含む。
- 5 受講定員
宮城県及び仙台市 計60名程度
※申込者多数の場合は、新たに未処理ふぐ販売者になろうとする者を優先する。
- 6 講習内容
（1）ふぐの衛生について
（2）ふぐに係る制度について
（3）ふぐの鑑別実習
- 7 申込期間
令和8年9月17日（木）午前9時から令和8年10月9日（金）午後5時まで
- 8 受講料
無料

9 受講手続き

以下の URL 又は QR コードから電子申請により申請してください。

名称：【宮城県】未処理ふぐ卸売販売者講習会受講申請
_環境生活部食と暮らしの安全推進課



URL : <https://logoform.jp/form/GQGB/1748387>

QR コード :

なお、従事する営業所の所在地（従事する営業所がない場合は住所地）が仙台市の場合は、仙台市で受講手続きを行ってください。

受講申請者多数のため、受講できない方が生じた場合は、10月30日（金）までに、宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課から受講不可の方宛てに通知を発送します。

10 その他

（1）講習会当日準備物
筆記用具

（2）未処理ふぐ卸売販売者講習受講済証の交付

講習を受講した者には、要綱第5により未処理ふぐ卸売販売者講習受講済証を申請者住所宛て郵送する。

（3）ふぐの処理について

本講習会を受講しても、宮城県内でふぐを処理することはできません。ふぐを処理する場合は、ふぐ処理者の免許を受けてください。

11 お問い合わせ先

宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課 電話番号：022-211-2644

※ 仙台市に営業所がある場合又は従事する営業所がなく、住所地が仙台市の方については、仙台市にお問い合わせください。

仙台市健康福祉局保健所生活衛生課 電話番号：022-214-8205